

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成27年2月20日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第3号

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 工業用水道事業 <u>47万</u> 立方メートル	(経営の基本) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 工業用水道事業 <u>58万</u> 立方メートル

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。